

普及啓発のための具体的事業

(1) 村上市民憲章文の掲示
<ul style="list-style-type: none">・本庁、各支所庁舎前の看板設置・テーマ写真の募集事業・インテリア風写真のパネル作成
(2) インターネット等を利用した広報活動に努めること
<ul style="list-style-type: none">・市民憲章のページ・憲章文（テーマ写真）ダウンロード
(3) 市の主要な式典や行事の際には、唱和を行うこと
<ul style="list-style-type: none">・市長訓辞・成人式・褒章の授与式・議会開催日初日
(4) 市立小中学校の主要な式典や行事の際には、唱和を行うこと
<ul style="list-style-type: none">・入学式・新学期始業式・卒業式・運動会（発表会）
(5) 合併前市町村の市町村民憲章については、「地域の憲章」として憲章の理念や目標を尊重すること
<ul style="list-style-type: none">・旧市町村ごとの市町村民憲章の理念等を尊重し、「各地区の憲章」と「市全体の憲章」として位置付ける